

議員の派遣について（その１）

地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１６７条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

- 1 派遣目的 国際交流及び友好親善を推し進めるため、市川市議会を代表して、アメリカ合衆国・ガーデナ市の歴史・文化・政治・経済について広く見聞し、相互理解を図るとともに、ガーデナ市の市制施行 95 周年記念行事に参加し、ガーデナ市の行政当局及び市民との交流を深める。
- 2 派遣場所 アメリカ合衆国・カリフォルニア州・ガーデナ市
- 3 派遣期間 令和 7 年 7 月 21 日から令和 7 年 7 月 25 日まで
- 4 派遣議員 大久保 たかし 議員

※ただし、内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。